

茅ヶ崎市保健所政令市移行基本計画（骨子）

前文

- 基礎自治体への権限移譲の必要性等について
- 平成29年4月に茅ヶ崎市を所管区域として保健所政令市への移行を目指すこと

第1 現状と課題

1 保健所を設置する自治体の状況

- 現在、保健所を設置する自治体が合計141自治体となっていることなど

2 国の動き

- 厚生労働省が策定した「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」においては、「人口30万人以上の市は、保健所政令市への移行を検討すること。」とされていること
- 総務省は、特例市制度を廃止し、人口20万人以上を中核市の要件とする方向で見直し、地方自治法の改正の検討を進めていること
- 厚生労働省は、人口要件は保健所政令市移行に関する必須の要件ではないとしていること

3 神奈川県動き

- 平成25年2月18日付けで神奈川県が公表した「緊急財政対策の取組状況」において、茅ヶ崎保健福祉事務所が衛生研究所内に移転する方向で検討が進められることとされたこと
- 神奈川県に保健所政令市への移行について要望し、将来的に本市において新たに保健所施設を建設する意向を示したところ、当面、現在地で運営を継続することとされたこと

4 茅ヶ崎の保健所の沿革

- 茅ヶ崎保健所は昭和46年4月1日に開設、平成9年に福祉事務所である湘南地区行政センター福祉部との統合を経て、平成20年4月1日に茅ヶ崎保健福祉事務所として、茅ヶ崎市及び寒川町を所管区域とする保健所と、寒川町を所管区域とする福祉事務所を包含する行政機関となり現在に至っていること

5 茅ヶ崎市の地域保健行政の現状と課題

(1) 保健センターの現状と課題

- 本市の保健センターは、昭和56年11月1日、茅ヶ崎市地域医療センター内に整備されて以来、本市の母子保健など、市民に身近な対人保健サービスを持続的に提供していること
- 保健センターは、市役所から自転車又は自動車で約10分、徒歩約20分かかる距離を職員が毎日往復しているという課題があること
- 職員は事業に使う大きな道具のほか、健診対象者の名簿などの個人情報を持ち歩い

ていること

- 専門的な支援につなげたい健診対象者が現れた場合、保健センターと茅ヶ崎保健福祉事務所の連携が重要であるが、距離的に離れている課題があること
- 地域医療センターには、エレベーターがなく、2階の保健センターにベビーカー等で行くことができないこと
- 駐車場の台数が16台と少ないこと（茅ヶ崎保健福祉事務所は46台）

(2) 健康危機管理の現状と課題

- 健康危機への対応については、これまで以上に迅速かつ正確な情報収集が必要であること
- 平常時からの国や県など関係機関との協力体制の構築、市立病院との連携等により広域的な地域医療体制の整備を進めることが重要であること
- また、平常時・有事を問わず、各機関が情報共有しながら、迅速かつ的確に行動するために必要な取組が求められること

(3) 保健師業務の現状と課題

- 保健師の役割は、専門職として地域住民に対し地区活動や健康教育、保健指導などを通じて、疾病の予防や健康増進など公衆衛生活動を行うこと
- 本市の保健師が分散配置されている状況を示し、各分野での専門的な視点による健康課題への対応などの効果が現れている一方で、乳幼児期からの健やかな発育とよりよい生活習慣の形成など、ライフステージを通じた健康課題への対応や家族単位の支援などの課題があること

(4) 療育相談（こどもセンター、家庭児童相談室）の現状と課題

- こどもセンター及び家庭児童相談室の業務内容を記載したうえで、母子保健や精神保健との緊密な連携が不可欠であること
- こどもセンターの設置場所が駅や市役所周辺の行政拠点地区から離れており、利用者の利便性及び関係課や各関係機関との業務上の連携に課題があるのが現状であること
- こどもセンターや家庭児童相談室、母子保健の所管課が近接した場所で業務を行うことが理想であること

第2 保健所政令市に移行する効果

1 一元的なサービス提供

- 保健所と保健センターとの連携による一元的な保健サービスが提供されること
- 保健センターで実施する乳幼児の健康診査などを通じて気づきのあった養育上の課題を抱える家庭への専門的な見地からの支援を得られ、適切なサービスにつながりやすくなる効果が期待できること

2 迅速・的確な健康危機対応

- 健康危機等に関する情報について、県を経由することなく、国から直接入手できるものが増えることから、より迅速かつ的確に対応に着手できる体制になること

3 総合的な地域保健・公衆衛生施策の推進

- 総合計画のほか様々な個別計画と整合を図ることが容易になることから、地域保健・公衆衛生に関する施策を総合的に推進することができるようになること

4 自主的・自立的な市政の推進

- 現在地方分権一括法等により進められている神奈川県から本市への権限移譲の取り組みをさらに進め、新たな権限と責任に基づき、より自主的・自立的な市政の推進が図られること
- 対人保健サービス及び対物保健サービスや横断的な対応を本市が行うことで、持続可能でかつ地域特性を生かした「健康なまちづくり」、「災害対策」等を総合的に担うことが期待されること

第3 保健所政令市の業務

- 保健所政令市は、地域保健法第6条に基づき、各種統計、食品衛生、環境衛生、医事・薬事、精神保健、感染症予防などに関する必須の業務を行うほか、同法第7条に基づき、地域住民の健康の保持及び増進を図る事業を行うこと

1 保健所政令市としての組織の考え方

(1) 保健所の運営体制

- 保健所政令市が担う業務を体系化して記載

(2) 保健センターの運営体制

- 保健師、栄養士その他関係する職員の一部を一つの課に集めて保健所に事務室を配置し、当該課は、保健所に併設する保健センターを所管するとともに、各種保健事業を実施することとなること

2 各種受付事務について

- 保健所で実施することとなる各種相談業務や許可・届出など事務の一覧表を掲載

第4 職員配置計画

1 保健所に必要な職種

- 地域保健法施行令第5条に基づく必要な職種を記載

2 職員の配置に関する基本的な考え方

- 平成29年4月からの保健所政令市への移行を円滑に進めるには、平成27年度から組織改正及び職員の配置等に取り組む必要があること

- 組織及び職員の配置等は、現在の茅ヶ崎保健福祉事務所の組織及び職員の配置状況に加え、保健センター業務の運営に必要な職員数を踏まえ、現行の市の事務と重複している事務や権限移譲を行わない事務等に携わる職員数等に配慮して検討すること
- 保健所政令市への移行前から人材育成に取り組むとともに、移行後においても、人材育成に計画的に取り組む方向で検討すること

(1) 必要な職員数（今後変更する可能性があります）

常勤職員 41人（平成25年8月20日時点）

※茅ヶ崎保健福祉事務所の生活福祉課所属職員を除いた常勤職員数

(2) 保健所政令市移行前の人材育成

- 神奈川県及び市町村職員交流システム要綱に基づく職員交流システム等を活用し、保健所に関する様々な業務を実地で学び、本市の保健所運営にその知識と経験を生かすため、可能な限り茅ヶ崎保健福祉事務所を中心に、市職員を長期的に派遣し、保健所業務を担う人材育成を計画的に行うことができるよう調整すること

(3) 保健所政令市移行後の人材確保・育成

- 本市が保健所政令市に移行した後も、県職員の派遣が一定の期間継続されるように協議を行うこと
- 専門職について、他市や地域の保健福祉事務所等との人事交流の実施に向けた検討・協議を進めていくこと
- 国立保健医療科学院等が実施する専門的な研修への派遣も視野に入れた研修計画を検討すること

第5 施設の活用等

1 既存施設の有効活用

- 保健所に保健センターを併設することを検討していることから、今後、利用者の利便性と快適性に留意する方向で、神奈川県にも協力を仰ぎながら、保健所機能について、協議を進めていくこと

2 その他の施設等

(1) 衛生検査業務を行う施設

- 法令等の規定により、必ずしも保健所設置市が行うことを義務づけられていない業務や、開設当初は施設の・技術的理由から実施困難な検査について、神奈川県衛生研究所及び民間の検査事業者等へ業務委託を含めて検討・協議を進めていくこと

(2) 犬等の抑留・処分施設

- 犬等の捕獲は民間に、抑留・処分を県へ委託する方向も含めて検討・協議を進めていくこと

(3) 精神保健相談業務の連携施設

- 神奈川県精神保健福祉センターとの連携のあり方について検討・協議を進めていく

こと

3 将来構想

- 現在の茅ヶ崎保健福祉事務所の建物は、老朽化していることから、継続的に使用することは、現時点では想定しておらず、将来的には、保健所と保健センターのほか必要な機能を有する施設を建設する方向で検討を進めること

第6 財政計画

- 現時点で想定される保健所の運営に要する経費は、約4億3千万円と見込んでいること
- 財源として見込まれる地方交付税を算定するにあたり、平成25年度の基準により試算すると、4億円程度の基準財政需要額の増額が考えられること
- 環境衛生手数料や食品衛生業務手数料、免許交付手数料などの各種手数料収入が毎年度1千万円程度あること
- 事業費、人件費及びその他の経費並びにその財源については、今後詰めていくこと

1 事業費の見込み

- 茅ヶ崎保健福祉事務所の平成23年度決算では、約8千万円の事業費を執行していること

2 人件費の見込み

- 本市の保健所政令市への移行に伴い必要となる正規職員の職員給与費等は、約3億5千万円と推計していること

第7 業務システム等の整備

- 保健所及び保健センター業務の効率化を図るとともに業務連携を行うため、情報システムの開発が必要であること
- 現在、茅ヶ崎保健福祉事務所では、パソコンを活用したシステムのほか、神奈川県や国との間で情報の送信等が行われていること
- 保健所業務には、様々な手数料の徴収事務があり、窓口での混雑解消や徴収事務の正確性を期するため、会計事務のシステム化を図る必要があること
- 現在整備が進められている社会保障・税番号制度の取扱いについて、今後の協議の中で確認すること

第8 条例等の整備

- 法律に基づき条例及び規則等の制定又は改正を行う必要があること

1 保健所設置条例

- 行政機関として保健所の設置を条例で定めることとなること

2 附属機関設置条例及び各附属機関の規則

- 法律の規定により、附属機関の設置を条例で定める必要があることから、茅ヶ崎市附属機関設置条例の改正及び必要な事項を規則で定めることとなること

3 事務委任規則

- 市長及び神奈川県知事からの事務委任に関する規則を定めることとなること

4 手数料条例及び手数料条例施行規則

- 保健所が担う様々な許認可等の事務や登録等の事務の執行に対し、手数料を徴収することとなるため、茅ヶ崎市手数料条例及び茅ヶ崎市手数料条例施行規則等の改正が必要となること

5 その他の条例、規則等

- 個別の法律により、保健所を設置する市又は市長が定めることとされている基準等についても、その施行に必要な条例、規則等を定めることとなること

第9 附属機関

- 法律に基づく附属機関を新たに設置する必要があること

1 感染症診査協議会

- 法律規定により必置の附属機関であること
- 感染症診査協議会は、入院の勧告及び入院の期間の延長、医療費の申請に関する必要な事項を審議することとなること
- 感染症診査協議会は、委員3人以上で組織することとされ、学識経験を有する者のうちから保健所設置市の市長が任命すること

2 保健所運営協議会

- 保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、任意に設置できることとされていること
- 本市が策定する様々な行政計画や各種施策との連携を図るという視点も含め、設置について検討すること

第10 保健所政令市移行の推進体制

1 保健所政令市移行に関する神奈川県・茅ヶ崎市連絡調整会議

- 移行準備に係る連絡調整等の役割を担う保健所政令市移行に関する神奈川県・茅ヶ崎市連絡調整会議を設置し、本市の保健所政令市への移行の円滑な推進を図ること

2 茅ヶ崎市保健所政令市移行に係る庁内検討会議

- ヒト・モノ・カネ・情報などに関する事項について必要な調査及び検討を行う茅ヶ崎市保健所政令市移行に係る庁内検討会議を設置し、本市の保健所政令市への移行の円滑な推進を図ること

【資料編】

- 1 茅ヶ崎市の保健衛生行政の経緯
- 2 関係法令
- 3 保健所の業務に必要な職
- 4 保健所政令市移行に関する神奈川県・茅ヶ崎市連絡調整会議設置要綱
- 5 茅ヶ崎市保健所政令市移行庁内検討会議設置要綱
- 6 保健所等関連施設位置図

保健所等関連施設位置図

